

会議名：第4回実験動物飼養保管等基準解説書研究会

会場：環境省第2会議室

日時：平成29年3月23日（木）10時～12時

◆議事1 基準解説書（案）について

基準解説書案の内容について議事を進行。序章、第1章、第2章、第3章、第4章、第5章の順にそれぞれ討議を行った。また、「中央環境審議会動物愛護部会」（第44回）において、第3回実験動物飼養保管等基準解説書研究会の議事1について了解が得られた研究会の委員名簿が公表された旨報告があった。

<序章>

- ・実験動物の福祉の基本理念である「3Rの原則」について「実験動物の福祉の理念」というよりは、「動物実験の福祉の理念」又は「倫理的な動物実験の基本理念」と記載した方が良いと指摘があり、修正することとなった。

<第1章>

- ・「基本的な考え方」「動物の選定」については、既に発行されている「展示動物の基準に関する解説書」と同様に、趣旨があつて解説という形で記載した方が良いと指摘があり、趣旨について追記することとなった。
- ・実験動物の本来の目的である「科学上の利用の目的」ということを明確にする必要があるため、「精度」や「再現性」という言葉を記載した方が良いと指摘があり、検討することとなった。

<第2章>

- ・「定義」については、既に発行されている「展示動物の基準に関する解説書」と同様に、趣旨があつて解説という形で記載した方が良いと指摘があり、趣旨を追記することとなった。

<第3章>

- ・「動物の健康及び安全の保持」「生活環境の保全」「危害防止」「有毒動物の飼養及び保管」「逸走時の対応」「人と動物の共通感染症の知識の習得等」「実験動物の記録管理の適正化」については、既に発行されている「展示動物の基準に関する解説書」と同様に、趣旨があつて解説という形で記載した方が良いと指摘があり、趣旨を追記することとなった。
- ・「微生物等による汚染」は、一般的に動物の排泄物が腐敗し悪臭が発生することで害

虫が発生するという考えである。そのため、動物の微生物感染全般の問題ではなく、汚物の中で微生物が増えてしまうことが問題である旨指摘があり、修正することとなった。

- ・逸走動物の区分と所管省庁の連絡先の一覧表を作成し、追記することとなった。
その他、重複されて記載されている部分については修正して対応することとなった。

<第4章>

- ・「実験等の実施上の配慮」「事後措置」「実験動物を生産する施設」については、既に発行されている「展示動物の基準に関する解説書」と同様に、趣旨があつて解説という形で記載した方が良いと指摘があり、趣旨を追記することとなった。
その他、軽微な記載ミスについて指摘があり修正して対応することとなった。

<第5章>

- ・産業動物であるから全て実験動物の基準からは適用除外になるという誤解を与えないように試験研究又は生物製剤の製造の用その他科学上の利用に供する場合は、例外無く適用されると記載するべきだと指摘があり、追記されることとなった。

◆議事2 その他

今後のスケジュールについて、資料3と変更があり、「2、執筆者で内容を確認」については5月初旬とし、「3、全体会議」については5月末日～6月中旬とし、「4、全体会議での意見を踏まえて4稿原稿を浦野先生・八神先生で校正」は現存のままとし、「5、最終原稿作成」については6月末日から7月中旬とし、あらたに「6、完成」を追加し10月上旬を目指すこととなった。